

■ 4条1項11号

不服 2020-498

＜本願商標＞

SUSTAINABLE

第9類「コンタクトレンズ及びその附属品，その他の眼鏡」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

サステナブル・ジャパン
SUSTAINABLE JAPAN

引用商標：

第35類「時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を含む第35類並びに第36類，第44類及び第45類に属する商標登録原簿に記載のとおり役務

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は，・・・，「SUSTAINABLE」の欧文字を，左右両端の文字を大きく，中央の文字に向かうにつれて少しずつ小さくなるように表し，その構成中の3文字目の「S」の文字から「B」の文字にかけて下線を配した構成からなるものである。そして，「SUSTAINABLE」の文字は，「持続可能な」(ベーシック ジーニアス英和辞典 株式会社大修館書店)の意味を有する英語として，一般に親しまれた語であるから，これよりは「持続可能な」の意味合いを理解，認識させ，かかる観念を生じるものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「サステナブル」の称呼を生じ、「持続可能な」の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「サステナブル・ジャパン」の片仮名と「SUSTAINABLE JAPAN」の欧文字とを上下二段に横書きしてなるところ、上段の片仮名は、下段の欧文字の読みを表したものと容易に理解されるものであるから、その構成文字に相応して、「サステナブルジャパン」の称呼を生じるものである。

そして、引用商標の構成中、前半の「SUSTAINABLE」の文字が、前記(1)と同様に、「持続可能な」(前掲書)の意味を有する英単語であり、後半の「JAPAN」の文字が、「日本」を意味する英単語であるものの、これらを結合した「SUSTAINABLE JAPAN」の語は、既成の語ではなく、特定の意味合いを想起させるものとして一般に知られているともいえないものであり、一種の造語として認識されるものであるから、特定の観念は生じないものといえる。

そうすると、引用商標は、その構成全体からは「サステナブルジャパン」の称呼を生じ、特定の観念は生じないものといえる。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標とは、それぞれ上記(1)及び(2)のとおり構成からなるものであって、それぞれの構成態様において明らかに相違するものであるから、視覚的な印象が相違し、外観上、両者は相紛れるおそれのないものである。

また、本願商標から生じる「サステナブル」の称呼と引用商標から生じる「サステナブルジャパン」の称呼とを比較すると、両者は、「ジャパン」の有無という明らかな差異を有し、それぞれの音構成及び構成音数が相違することから、明らかに聴別され得るものであって、称呼上、両者は相紛れるおそれのないものである。

さらに、本願商標からは「持続可能な」の観念を生じるものであるところ、引用商標からは特定の観念を生じないものであるから、観念上、両者は相紛れるおそれはないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、商品及び役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「SUSTAINABLE」と、引用商標「サステナブル・ジャパン\ SUSTAINABLE JAPAN」は、外観、称呼及び觀念のいずれにおいても、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

最近の審決では、商標の類否判断において、「JAPAN」の文字には識別力が認められないと判断されたものが、いくつか見受けられます。

たとえば、**不服 2019-5375** では、「Fortuna」と「Fortuna Japan」の類否が争われましたが、『「Japan」の欧文字は、「日本」を意味する英語であって、その指定役務との関係において、役務を提供する事業者の設立地やその事業所の所在地を想起させるといえるものであり、自他役務の識別標識としての機能を有しないか、又は、極めて弱いというのが相当である』として、当該部分が分断された結果、両商標は類似すると判断されています。

また、**不服 2019-2859** でも、「YOLO JAPAN」と「YOLO」の類否が争われましたが、『「JAPAN」の文字は、我が国の国名を表す英単語としてよく知られていることに加え、役務の提供において、その提供場所や提供者の所在地等を表示するために広く使用されているものである』として、当該部分には識別力を認めず、同様の判断がされています。

これに対して、本審決では、『「JAPAN」の文字が、「日本」を意味する英単語であるものの、これらを結合した「SUSTAINABLE JAPAN」の語は、既成の語ではなく、特定の意味合いを想起させるものとして一般に知られているともいえないものであり、一種の造語として認識されるものである』として、一連一体の商標と認定されました。

引用商標も役務に関する商標ですから、上記の審決と同じ判断がされても良さそうなものですが、そうとはなりませんでした。

その理由として考えられるのは、引用商標の上段が「サステナブル・ジャパン」の構成となっている点が挙げられるかもしれません。また、引用商標の権利者が、「サステナブル・ジャパン株式会社」であるという点も、多少影響した可能性もあるでしょう。

いずれにしても、もし、「SUSTAINABLE JAPAN」という眼鏡屋さんなどで、本願商標が付いた眼鏡が売っていたら、同一の出所によるものと認識されるのが普通ではないかと、個人的には思います。その点で、本審決の結論には疑問を感じます。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年2月25日 >